

契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) 兼 コンセプトパンフレット

この商品がお客さまのご意向に
沿っているかをご確認ください

指定通貨

円

米ドル

保険期間

有期

終身

払込方法

平準払

一時払

健康状態の告知

必要

不要

為替リスク なし

金利変動リスク(市場価格調整) あり

- この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。
- 「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- また、お申し込み時にリスクを説明する動画をご視聴いただきますので、ご了承ください。



明治安田

2025年4月改訂

契約年齢範囲

被保険者：満18歳～満85歳

ご契約者：満18歳～満85歳

為替の影響を受けない円貨建てで
長期的に資産をふやしつつ
一生涯の死亡保障をご準備いただける商品です

円貨建Everybody

エブリバディ

5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)

健康告知なし

「明治安田の資産形成シリーズ」で 安心な資産形成を 今からはじめてみませんか

「明治安田の資産形成シリーズ」は、
明治安田がお届けする貯蓄性の生命保険商品。
生命保険は、長期間にわたって
安心をお届けするもの。
明治安田は、お客さまからお預かりした
大切な保険料を長期間にわたって
運用します。



※「明治安田の資産形成シリーズ」のラインアップは、「保険種類のご案内」にてご確認ください。

明治安田の資産形成シリーズの3つの特徴

特徴

1

「長期的・安定的」な資産形成

詳細は P.3

特徴

2

「長期運用のプロ集団」として
「魅力的な受取率」を実現

詳細は P.5

特徴

3

「専属の担当者」による
アフターフォロー

詳細は P.6



「明治安田の資産形成シリーズ」の
イメージキャラクター

福ちゃん先生

好きなもの：福豆

好きなこと：長期資産形成、長距離マラソン、読書

「長期的・安定的」な資産形成

将来の資産形成のために活用できる金融商品があります。

そのなかでも、生命保険は、資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担うことができます。

金融商品それぞれの「安全性と収益性(リスクとリターン)」等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。

リスクとリターンの関係 (一般的なイメージ図)

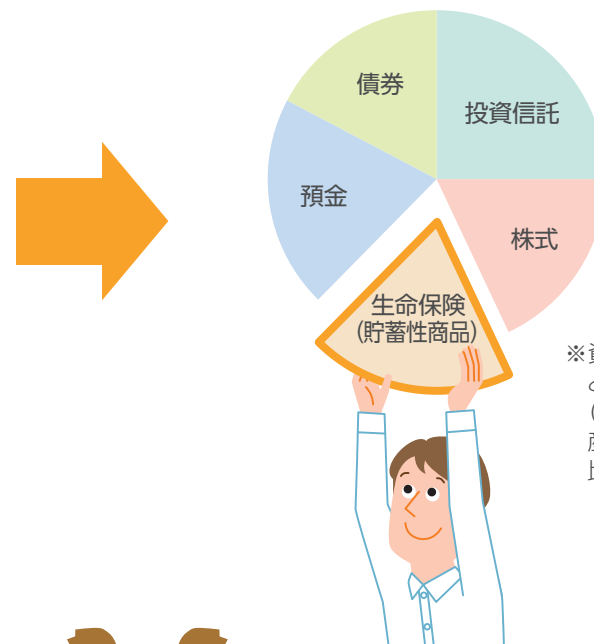
監修:株式会社エフピー教育出版



預金	債券	投資信託	株式
銀行などの金融機関にお金を預けること。 または預けるお金のこと	国や企業などがお金を借りるために発行する有価証券	投資家から集めたお金を1つの大きな資金にして、運用のプロが複数の株式や債券などに投資するしくみ	株式会社が事業資金を集めるために発行する有価証券
生命保険(貯蓄性商品) 負担した保険料を財源として保険金等を受け取ることができる商品 長期運用を前提とした安定的な資産形成が可能			

※生命保険(貯蓄性商品)も、商品特性によって安全性・収益性は異なります。

資産形成ポートフォリオ (イメージ)



※資産形成ポートフォリオとは、ご自身の保有する(保有を予定している)資産の組み合わせやその比率のことをいいます。



資産形成ポートフォリオに「明治安田の資産形成シリーズ」を組み込むことで、リスクを抑え、安定した収益が期待できます



資産形成をはじめたいけど、
途中でお金が必要になるかもしれないな…

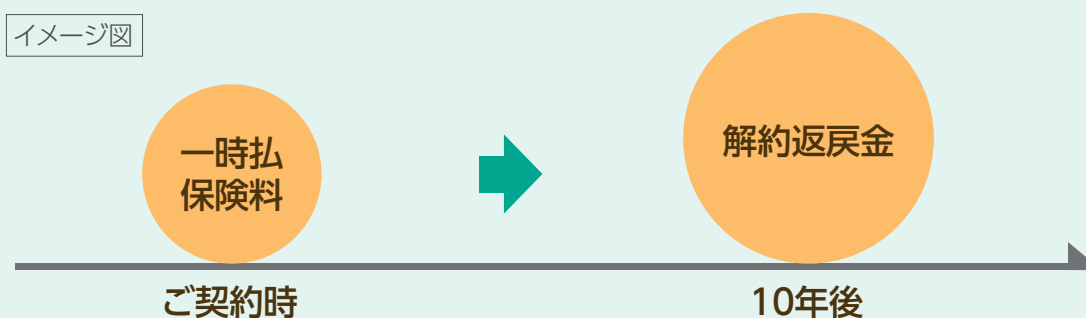
生命保険は、長期運用を大前提としていますが
いざというときには、(一部)解約することで
返戻金をお受け取りいただけます



生命保険(貯蓄性商品)は、「**10年以上の長期運用**」を前提としています。

10年後 の解約返戻金額は、**ご契約時に確定** します。

イメージ図



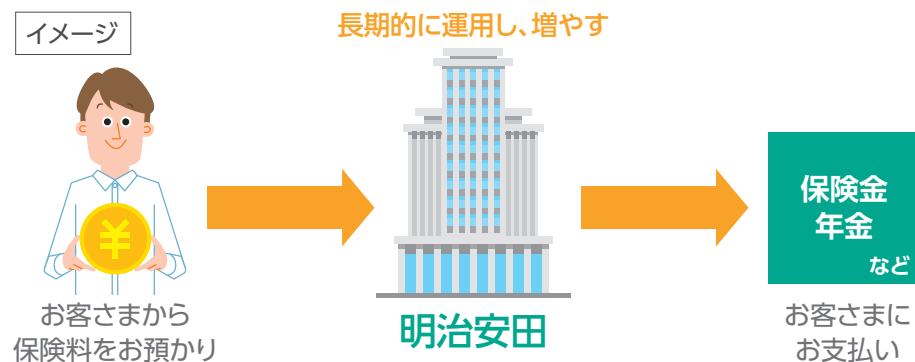
※解約した場合の返戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります。
※解約返戻金額の推移は、ご提案書をご確認ください。



「長期運用のプロ集団」として 「魅力的な受取率」を実現

生命保険は長期のご契約を前提としているため、保険会社は長期的な視点で運用を行なうことができます。
明治安田は、お客さまからお預かりした保険料を、「長期運用のプロ集団」として大きな規模で運用し、
時間をかけて安定的に増やします。

イメージ



魅力的な受取率

長期のご契約を前提に高い「**予定利率**」を設定することができるため、
ご契約を長期にご継続いただいた場合の受取率が高くなることが期待
できます。

さらに

さまざまな経営努力から生まれる「**剰余金**」を
「**契約者配当**」としてお客さまに還元しています^(注1)。

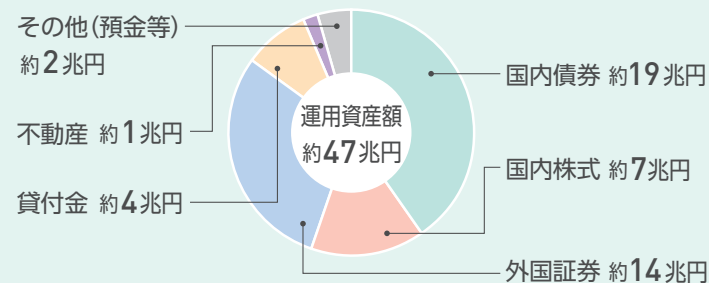
(注1) 決算実績によっては、お支払いできない場合があります。



明治安田の長期運用の強み

機関投資家として、大きな規模で運用しています。
長期的な視点で市場のトレンドやリスクを把握し、
多様な資産にバランス良く投資することで、
長期的・安定的に収益を獲得することができます。

運用資産額 約**47兆円** (2023年度末時点)



長期運用のプロ集団もポートフォリオを組んで、
リスクとリターンをバランスをとっているんですね



「専属の担当者」によるアフターフォロー

長期にわたる資産形成にお客さま専属の担当者であるMYリンクコーディネーターが寄り添い、ご要望にあわせてアフターフォローをご提供します。

明治安田の
Shoulder to Shoulder
——お客さまに寄り添う——

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するために
いつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

情報提供

- 資産形成に関する情報を知りたい
- ご契約内容について知りたい など

各種サポート

- お客さま専用サイト「MYほけんページ」での
各種のお手続きをサポートします

MYほけんページ上で、ご契約内容や解約返戻金等の金額をご確認いただけます。
お手続き方法等でご不明な点がございましたら、
MYリンクコーディネーターまでお気軽にお問い合わせください。

お客さま専用サイト
MYほけんページ

詳細は P.20

- 「契約者手続サポート制度」でもしものときも安心です

「保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）」を付加することにより、ご契約者がご契約に関するお手続きの
意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

詳細は P.25

MYリンクコーディネーターとともに、
事務サービス・コンシェルジュがきめ細やかなアフターフォローをご提供します

担当のMYリンクコーディネーターまでLINE・電話等でお気軽にお問い合わせください

コミュニケーションセンターも設置しておりますのであわせてご利用ください。

詳細は P.20



田貨建^{エブリバディ}Everybody は、資産を「ふやす」ニーズに

豊かな
セカンドライフの
ために資産を
ふやす

ポイント

1

10年後に受け取る

詳細はP. 9 - 10

契約日から10年後の予定利率計算基準日の
直前1ヵ月間の資産が、**契約日に保証**されます

ポイント

2

さらにふやして受け取る

詳細はP. 11 - 12

10年ごとの予定利率更新により
資産のさらなる増加が期待できます

万一のとき
ご家族のために

のこす

「生命保険」だから、「ふやす」ニーズにかえて、
万一のときにご家族に「のこす」ニーズにもお応えします

契約日から**5年後に死亡保障が増加**します

詳細はP. 15 - 16

お応えします

〈イメージ図〉

直前1ヵ月間の資産が、
契約日^②に保証されます

ご契約例 60歳男性が、
予定利率^②1.40%で
ご契約した場合

解約返戻率^(注1)

110.0%



契約初期費用を
控除します

詳細はP. 29

(注1) 契約日から10年後の予定利率計算基準日^②の直前1ヵ月間の、基本保険金額^②に対する解約返戻金額の割合。

ポイント
1

積立金

解約返戻金

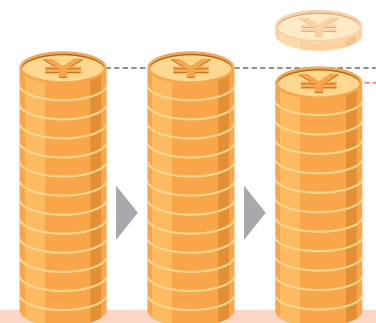
市場価格調整を行なうため市場金利の情勢によって、増減します。

市場価格調整の
非適用期間
(1ヵ月間)

10年後以降の
積立金^②は
更新後の予定利率
によって決まります。

一生涯

市場価格調整の
非適用期間
(1ヵ月間)



一時払
保険料

基本
保険金額

積立金額

契約日

予定利率計算基準日
(契約日から10年後)

予定利率計算基準日
(契約日から20年後)

← 予定利率の適用期間 (10年) →

← 予定利率の適用期間 (10年) →

ポイント
2

資産のさらなる
増加が期待できます

ポイント
2

- 上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や解約返戻率等は異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日の直前1ヵ月間は市場価格調整を行ないません。予定利率計算基準日からは、市場価格調整を行なうため損失が生じるおそれがあります。



この保険のリスク・諸費用についてご確認ください

解約返戻金をお受け取りの際に

金利変動リスク があります

詳細はP. 14

お客さまにご負担いただく

諸費用 があります

詳細はP. 29

豊かな
セカンドライフの
ために資産を
ふやす

10年後に
受け取る

ポイント
1

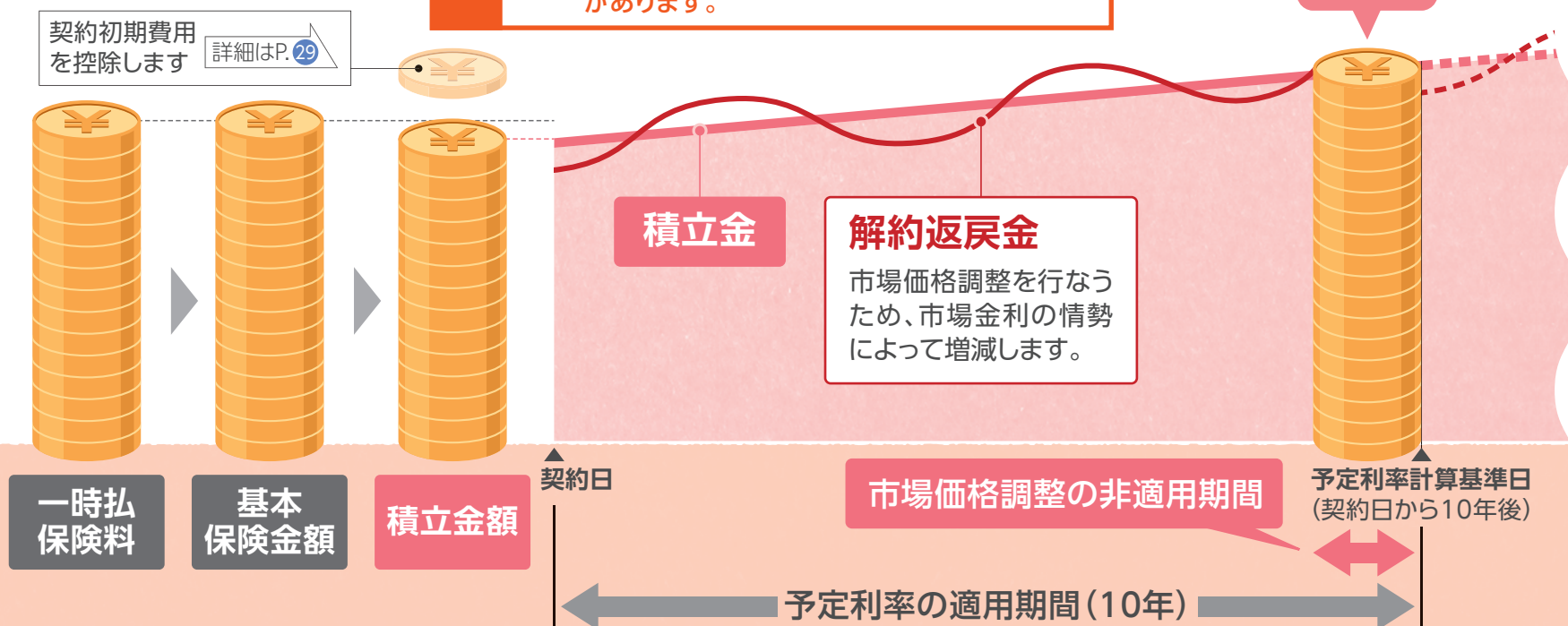
契約日から**10年後**の予定利率計算基準日の
**直前1ヵ月間の資産が、
契約日に保証**されます

- 解約返戻金は**積立金[?]**を基準に市場価格調整を適用して算出されるため、市場金利の情勢に応じて増減します(注1)。
- **予定利率計算基準日[?]**の直前1ヵ月間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金は積立金と同額となります。

ご契約例 60歳男性が
予定利率1.40%で
ご契約した場合

解約返戻率(注2)
110.0%

〈イメージ図〉



(注1) 解約返戻金額は、市場価格調整を行なうため、**基本保険金額[?]**を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(注2) 契約日から10年後の予定利率計算基準日の直前1ヵ月間の解約返戻率(基本保険金額に対する解約返戻金額の割合)を表示。**ご契約例**における数値であり、実際のご契約内容によって解約返戻率は異なります。

? マークの用語については、P.35の「用語ガイド」をご覧ください。



この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

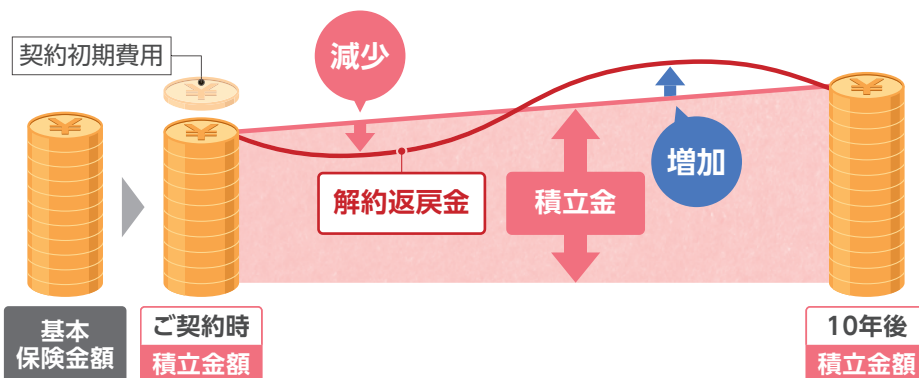
詳細はP.29



市場価格調整の非適用期間であれば、市場金利の変動の影響を受けず解約返戻金をお受け取りいただけます

市場価格調整による解約返戻金の増減

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。
このため、解約する際の**市場金利に応じて、解約返戻金が増減**します。



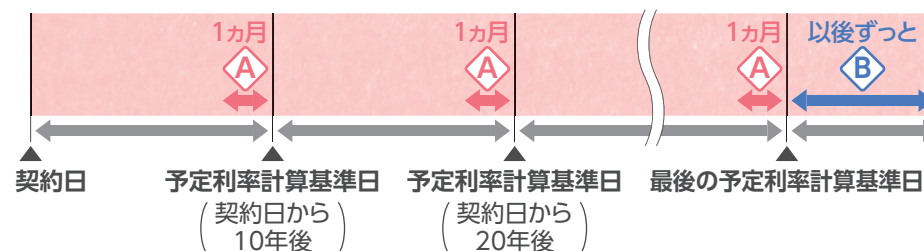
市場価格調整が適用される商品は、魅力的な予定利率の設定が可能になります。

市場価格調整の非適用期間

以下の **A** および **B** の期間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金は積立金と同額となります。

A 予定利率計算基準日(契約日から10年ごと)の直前の1ヵ月間
(予定利率計算基準日は含みません)

B 最後の予定利率計算基準日(96歳以上で迎える予定利率計算基準日)以後



市場価格調整の非適用期間であれば、「市場金利の変動」の影響を受けません。

さらにふやして受け取る期待もできます

詳細は次のページへ

豊かな
セカンドライフの
ために資産を
ふやす

さらに
ふやして
受け取る

ポイント
2

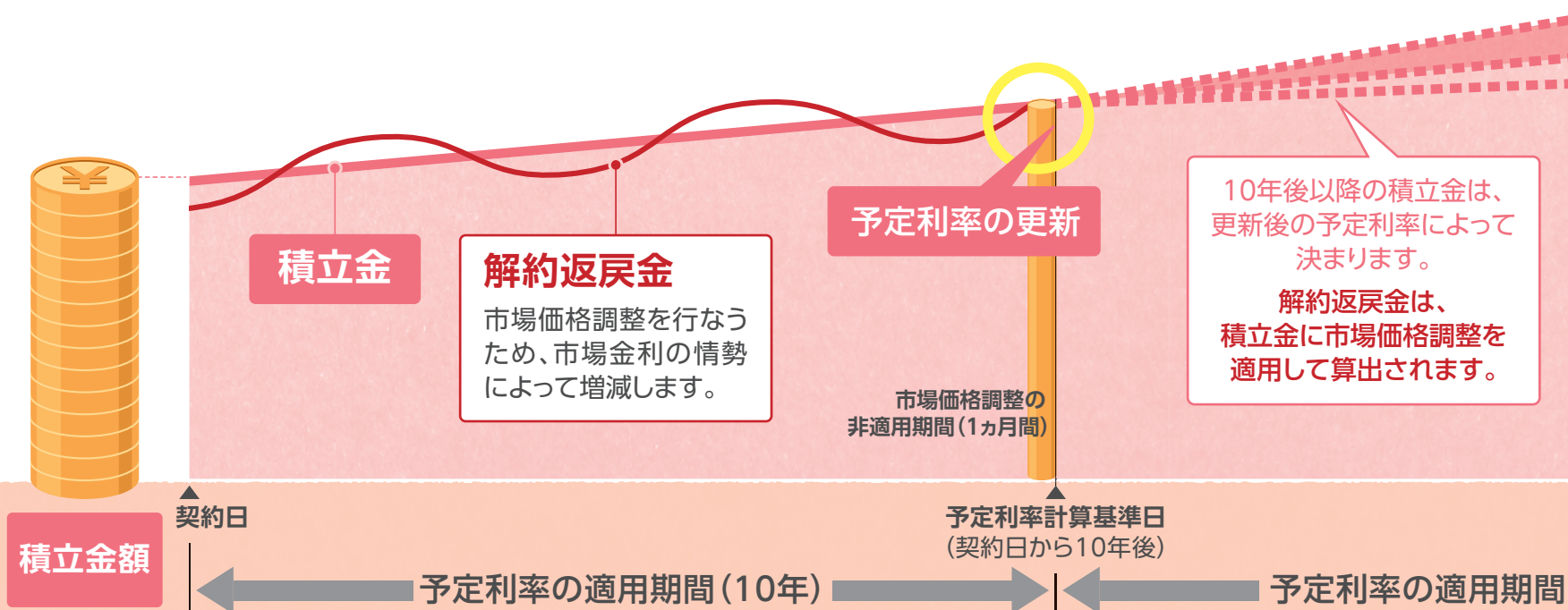
**10年ごとの予定利率更新により
資産のさらなる増加が期待**できます

- 解約返戻金は積立金を基準として市場価格調整を適用して算出されるため、市場金利の情勢に応じて増減します(注1)。
- 積立金算出の基準となる**予定利率[?]**は、10年ごとの予定利率計算基準日に更新され、その予定利率に応じて積立金は着実に増加します。

〈イメージ図〉



(注1) 解約返戻金額は、市場価格調整を行なうため、**基本保険金額[?]**を下回り、損失が生じるおそれがあります。





この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳細はP.29

契約日から20年後の
予定利率計算基準日の直前1ヵ月間の
解約返戻率^(注2)の例

ご契約例 60歳男性。ご契約時の予定利率1.40%

- A 1回目の予定利率計算基準日に、
予定利率が2.40%に上昇した場合 **134.7%**
- B 1回目の予定利率計算基準日に、
予定利率が1.40%のまま推移した場合 **123.0%**
- C 1回目の予定利率計算基準日に、
予定利率が0.25%（最低保証）に
低下した場合 **110.6%**



更新後の予定利率と積立金について

予定利率計算基準日における予定利率により、次の予定利率計算基準日までの積立金が決まります。

予定利率計算基準日に適用される予定利率が高いほど、積立金の増加率は大きくなります

予定利率の更新

市場価格調整の
非適用期間(1ヵ月間)

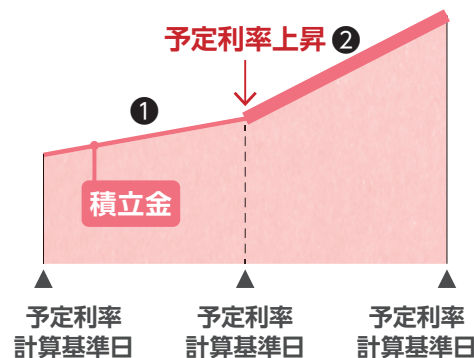
予定利率計算基準日
(契約日から20年後)

(10年) →

A

予定利率が
上昇した場合

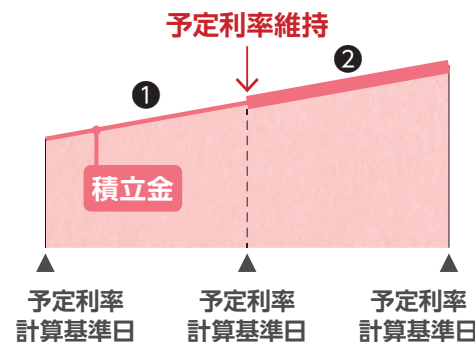
①より②の増加率が
大きくなります



B

予定利率が
変わらず推移した場合

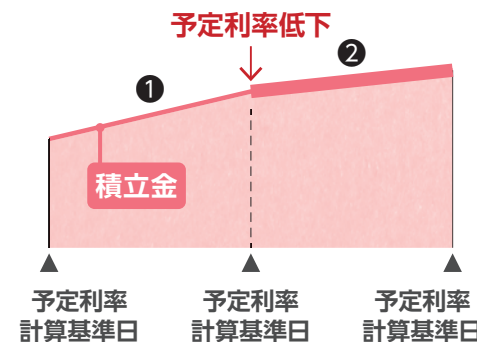
①・②の増加率は同じです



C

予定利率が
低下した場合

①より②の増加率が
小さくなります



※予定利率には最低保証(0.25%)があります。
また、一度増加した積立金は減少しません。

(注2) 基本保険金額に対する解約返戻金額の割合。ご契約例における数値であり、実際のご契約内容によって解約返戻率は異なります。

豊かな
セカンドライフの
ために資産を

ふやす



税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

ご自身でお受け取りいただく場合は 一時所得の特別控除(年間最大50万円)が 適用されます

解約返戻金は一時所得の対象となり、
受取時には、年間最大50万円の特別控除などにより、税負担が軽減されます

契約者(保険料負担者)が受け取った解約返戻金が一時払保険料を上回る場合、
「所得税(一時所得)・住民税」の課税対象となります。

■一時所得の課税
対象額の計算式

$$\left[\begin{array}{c} \text{(注1) (注2)} \\ \text{解約返戻金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(注2)} \\ \text{一時払保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{50万円} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} = \begin{array}{c} \text{課税対象額} \end{array}$$

(注1) 積立配当金を含みます。

(注2) その年の他の一時所得となる金額とあわせて計算します。

この金額がほかの
所得と合算され、総
合課税の対象とな
ります

例 一時払保険料:500万円
ご契約から10年目に「円貨建・エブリバディ」を解約し、
解約返戻金534万円を契約者(保険料負担者)が受け取った場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{解約返戻金} \\ \text{534万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{一時払保険料} \\ \text{500万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{34万円} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} = \begin{array}{c} \text{課税対象額} \\ \text{0円} \end{array}$$

解約返戻金と、一時払保険料の差額が
一時所得の特別控除額(50万円)以下のため、税金はかかりません^(注3)

(注3) 解約返戻金以外にその年の一時所得となる所得がない場合

この保険には、 金利変動リスク があります



この保険は、解約時の市場金利の変動や
お客さまにご負担いただく諸費用により、
損失が生じるおそれがあります。

詳細はP. 29

金利変動 リスク

市場価格調整

対象 解約返戻金

リスクを負う方 ご契約者

動画でチェック!

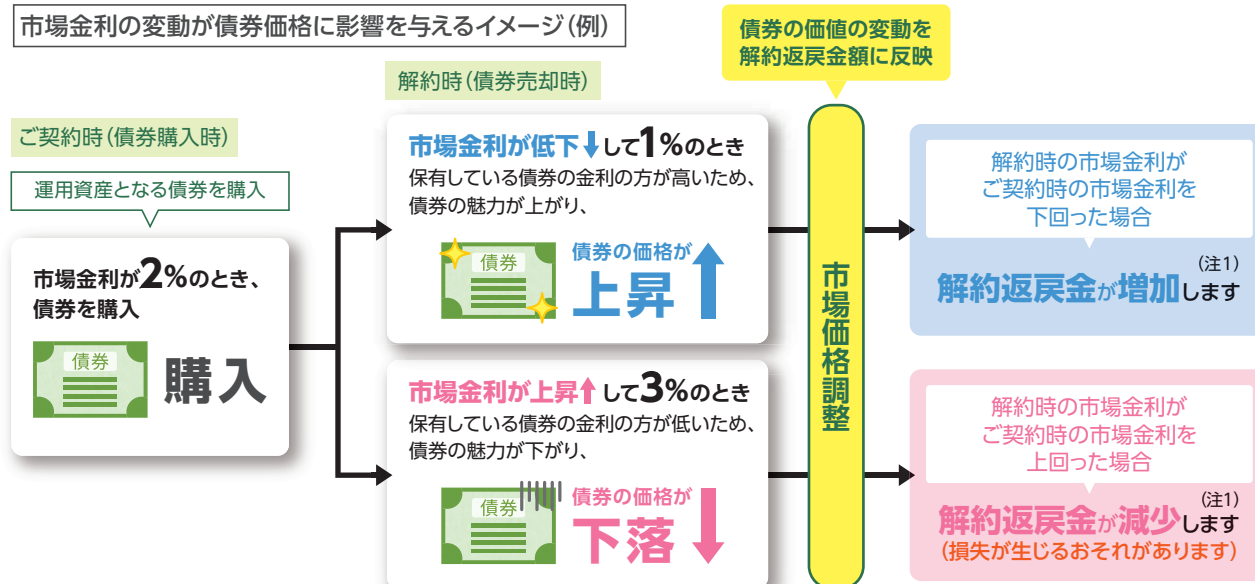


金利変動リスクについて
ご確認ください

この保険は、**積立金**②を固定金利の債券等で運用していますが、
市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。
この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる**市場価格調整**を、この保険では適用します。
具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、解約返戻金額は増加
することがあります。

一方、市場金利が上昇した場合には解約返戻金額が減少することがあります。
そのため、**解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ(例)



(注1) 具体的にはご提案書をご確認ください。

ご確認ください

✓ この保険には市場価格調整の非適用期間があり、
その期間は「金利変動リスク」の影響を受けず、解約返戻金を受け取ることができます

詳細はP. 10

万一のとき
ご家族のために
のこす

死亡保険金には
金利変動リスクは
ありません

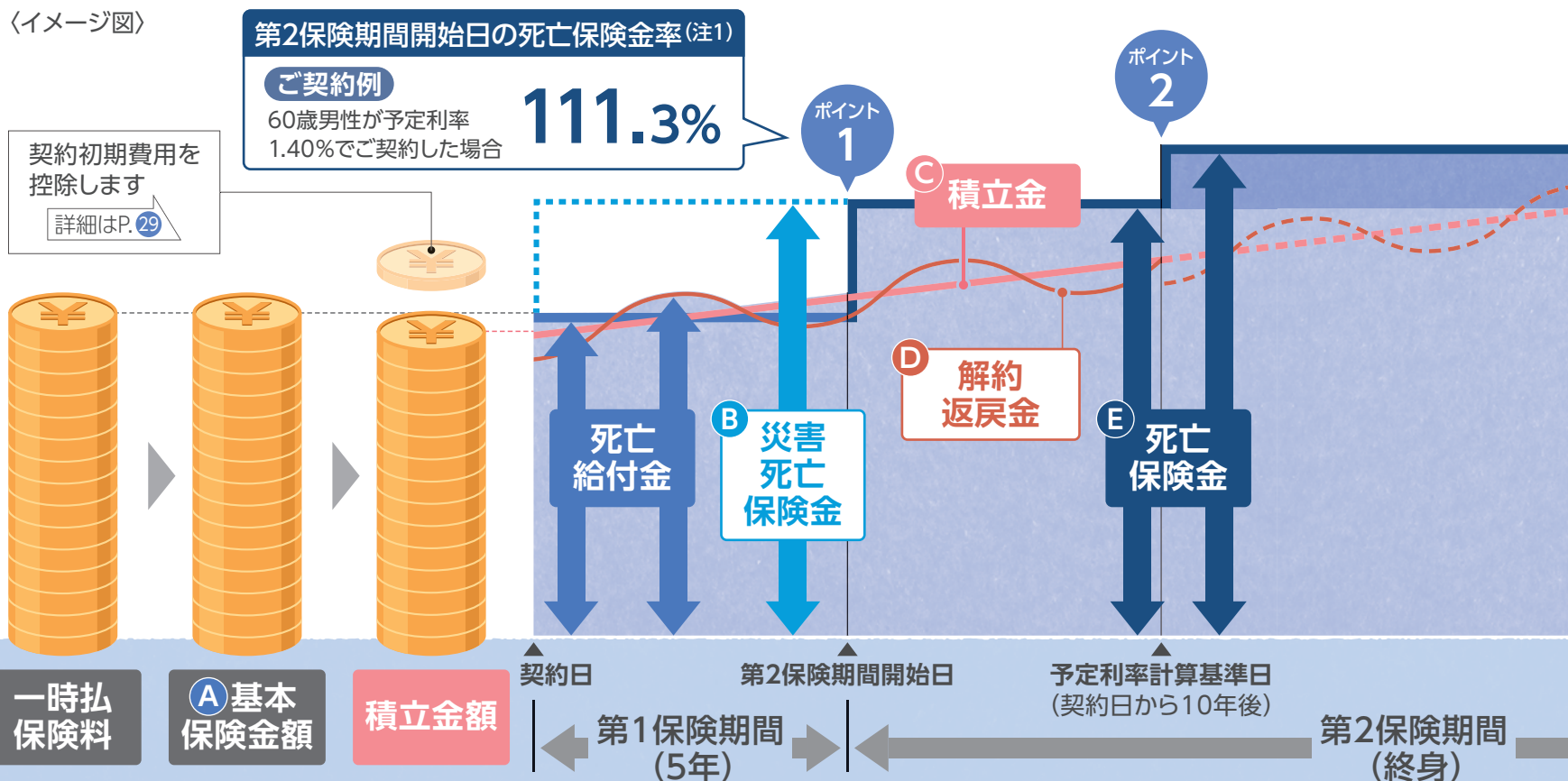
ポイント
1

契約日から5年後（第2保険期間開始時）に 死亡保障が増加します

●第1保険期間（契約日^②から5年間）の死亡保障を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金が増加します。

お支払事由 詳細はP.24	お支払額	
	第1保険期間	第2保険期間
不慮の事故または所定の特定感染症で死亡したとき	B または D のいずれか大きい金額	E または D のいずれか大きい金額
上記以外の事由で死亡したとき	A、C または D のいずれか大きい金額	

〈イメージ図〉



職業告知のみで
ご加入いただけます

詳細はP.30-31

（注1）基本保険金額に対する死亡保険金額の割合。

ご契約例における数値であり、実際のご契約内容によって死亡保険金率は異なります。

？マークの用語については、P.35の「用語ガイド」をご覧ください。

ポイント
2

10年ごとに更新される予定利率により 保障のさらなる増加が期待できます

- 契約日から10年ごとの **予定利率計算基準日**② に更新される **予定利率**② が
最低保証予定利率 (0.25%) を上回った場合、死亡保険金がさらに増加します。



この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳細はP.29

ポイント
2

生涯

予定利率計算基準日
(契約日から20年後)

10年ごとに更新される予定利率に応じて増加する死亡保険金

予定利率計算基準日の予定利率には**最低保証 (0.25%)**があります。
金利情勢が悪化しても予定利率が0.25%を下回ることはありません。

最低保証予定利率 (0.25%) を上回った場合

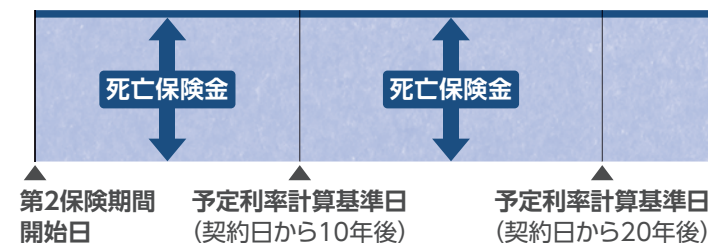
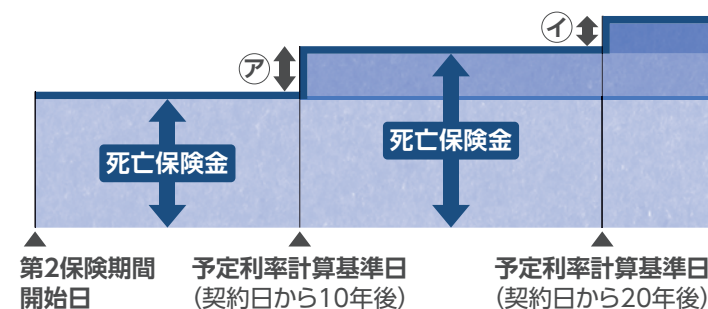
死亡保険金は増加します。一度増加した死亡保険金が減少することはありません。

契約日から10年後より20年後の予定利率が
下がった場合

死亡保険金は②より①の増加割合が
少なくなります。

最低保証予定利率 (0.25%) で推移した場合

死亡保険金は
第2保険期間開始時点のまま増加しません。



万一のとき
ご家族のために
のこす

「のこす」ために役立つ 生命保険ならではの**特徴**があります

死亡保険金は民法上の相続財産ではなく、保険金受取人の固有の財産です

万一のときに、
大切なご家族に資産を
のこすことができます

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」を
ご指定いただくため、将来誰が受け取るかを、
ご自身の意思で決めておくことが可能です^(注1)。
また、ご指定いただいた受取人が、相続放棄を
しても受け取ることができます^(注2)。

(注1) 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

(注2) 相続を放棄した場合は相続人としての扱いは受けられないため、
生命保険金の非課税限度額の適用を受けることはできません。



相続発生後速やかに
現金化できます

死亡保険金は、原則として遺産分割協議の対象とならない^(注3)ことから、
死亡保険金受取人によるお手続きで、速やかにお受け取りいただけます。
お受け取りいただいた死亡保険金は、当面の生活費や納税資金に活用
することが可能です。

(注3) 相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、本来の相続財産に生命保険金を
加えたうえで、遺産分割協議を要する可能性があります。

※死亡保険金は相続税法ではみなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。



税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税限度額があります

死亡保険金を受け取る場合、以下で計算した金額まで相続税が非課税になります。

相続税法
第12条

500万円 × 法定相続人の数 = 相続税の非課税限度額

※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金の受取人が相続人の場合

例 法定相続人が3人（配偶者と子2人）の場合



500万円 × 3人 = 1,500万円 — 相続税の非課税限度額

例えば、上記相続人3人が
死亡保険金2,000万円を
受け取った場合



ご加入前だけでなく、 ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、 お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder」のアフターフォロー

ご加入前

情報提供やお手続き等を行ないます

資産形成に関する
情報提供

お客さまにあった保障内容の
コンサルティング

商品内容のご説明

お申込手続き

ご加入後

毎年のご契約内容の確認・各種お手続きのご案内などを行ないます



定期点検

「気付かなかった」ということがないよう、
毎年、ご契約内容を点検します

ご契約内容の
ご説明・ご確認

保険金等の
ご請求有無のご確認



お手続き
サポート

各種のお手続きを完了までサポートします

保険金等の
ご請求

ご住所・お受取人さま
の変更

など

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

をご提供します

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

明治安田の
Shoulder to Shoulder
—— お客さまに寄り添う ——

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

困ったときも

安心の**制度・体制**で、
お客さまのお手続きをサポートします

契約者手続 サポート制度

ご契約者がご契約に関する
お手続きの意思表示が困難
な場合などに、あらかじめ指
定された方による所定のお
手続きが可能となります。

※保険契約者代理特約の付加
が必要です

事務サービス・ コンシェルジュ

事務サービスに関する専門
知識を有する「事務サービ
ス・コンシェルジュ」が、MY
リンクコーディネーターとと
もにきめ細かなアフターフォ
ローをご提供します。

ご要望にあわせて

WEBサイトやお**電話**でも
お申し出を受け付けています

WEB サイト



当社のお客さま専用サイトにご登録いただくと、ご契約内
容の照会や一部のお手続き、書類のご請求ができます。

ご契約内容の照会

住所等の登録・変更

各種書類のご請求

電話

お問い合わせ窓口



0120-662-332

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターにて、ご契約内容の照会や
一部のお手続き、書類のご請求ができます。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、

終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。

貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や
養老保険などの
資産形成の
機能がある保険

市場リスクがない保険

- ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が確定している保険。
- 一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が確定していない保険。
- お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。
変額保険や外貨建保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク

ご契約後の為替の変動により、
積立金額、解約返戻金額等は既
払込保険料を下回ることがあり、
損失が生じるおそれがあります。

金利変動リスク

詳細はP. 14

価格変動リスク

株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の
年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落
により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回る
ことがあり、損失が生じるおそれがあります。



この保険は、「金利変動リスクがある保険」です。商品のしくみとリスクをご理解のうえ、お申し込みください。

お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時に**ご家族同席**のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。
ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認いただくことで、より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- 契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいいただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- 下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

1 申込手続き日の日程調整

同席のご家族と申込手続き日の日程調整をお願いします。同席のご家族は70歳未満のご家族をおすすめします。

※成人されているご家族にご同席をお願いします。
※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

2 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、対面とオンライン面談からお選びください。

3 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

お名前 ご契約者との続柄 連絡先

ご希望の申込手続き日 同席方法(対面・オンライン面談)

※ご家族の情報を当社に提供することについて、ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

お問い合わせ窓口

申込手続きについてご不明な点がございましたら、担当者または右記お問い合わせ窓口にお電話ください。

ご高齢のお客さま専用窓口

 **0120-809-127**

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

専任の担当者が
お問い合わせに対して
ゆっくり丁寧に
対応いたします。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面35ページに記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

名 称 明治安田生命保険相互会社

住 所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

連絡先 TEL 03-3283-8111 (代表)

ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特征としくみ

保険商品の名称(正式名称)

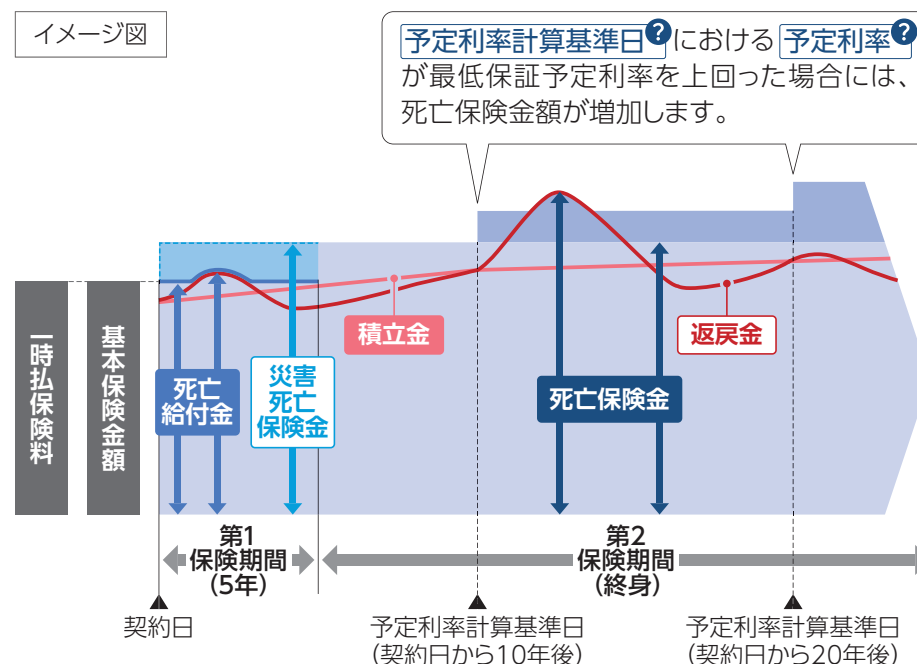
5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)

商品の特征としくみ

- この保険は一時払保険料を円でお支払いいただく円貨建ての一時払終身保険であり、一生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。
- 第1保険期間(ご契約から5年間)中に死亡したときには災害死亡保険金または死亡給付金をお支払いし、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以降)中に死亡した場合には死亡保険金をお支払いします。

- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行いません。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

イメージ図



! この保険の「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」については、29ページをご確認ください。

3 保障内容

保険金などのお支払事由

保険金など	お支払いする場合(支払事由)	お支払額	受取人
第1保険期間	災害死亡保険金 被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 - 基本保険金額^②に基づき計算される金額(注1) - 被保険者が死亡した日の返戻金額	死亡保険金受取人
	被保険者が、責任開始時以後に発病した所定の特定感染症を直接の原因として、第1保険期間中に死亡したとき		
第2保険期間	死亡給付金 被保険者が、第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	次のいずれか大きい金額 - 基本保険金額 - 被保険者が死亡した日の積立金相当額 - 被保険者が死亡した日の返戻金額	
	死亡保険金 被保険者が、第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 - 基本保険金額に基づき計算される金額(注1)(注2) - 被保険者が死亡した日の返戻金額	

(注1) 契約日^②に、指定通貨(円)、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じ当社が定めます。

(注2) 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、「基本保険金額に基づき計算される金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、「最後の予定利率計算基準日」を過ぎると、予定利率を更新しないため、保険金額は増加しません。

※災害死亡保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。

※保険金などをお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする高度障害保険金はありません。

保険金などをお支払いできない場合

◎31・32ページの「4.保険金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

特約

保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人(注3)が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

所定のお手続き

- ・住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。

- ・ご契約者の変更手続き(注4)
- ・保険契約者代理人の変更手続き
- ・保険金等の受取人の変更手続き
- ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注3) 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

(注4) 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。
- ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

予定利率

予定利率	・保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金[?]に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率[?]でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回り[?]とは異なります。 ・日本国債の金利等をふまえ、毎月2回(1日と16日)、当社が設定します。 ・契約日[?]に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日[?]の前日までの期間、適用します。
予定利率計算基準日における予定利率	・予定利率計算基準日(注5)に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用します(注6)。 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。 ・予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率(0.25%)を下回ることはありません。

(注5) 予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上となる時、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。

(注6) 予定利率計算基準日に適用される予定利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

4 お申込みに際して

金利変動リスク

- この保険には「金利変動リスク」があり、**解約時の市場金利の変動により損失が生じるおそれがあります。**「金利変動リスク」については、29ページをご覧ください。

主なお取扱い

指定通貨		円
保険料の払込方法		一時払い
一時払保険料 (注1)	最低保険料	100万円
	最高保険料	被保険者の年齢により当社所定の要件があります
	取扱単位	10万円
保険期間	第1保険期間	契約日 [?] から起算した5年間
	第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身
契約年齢範囲		ご契約者：満18歳～満85歳 被保険者：満18歳～満85歳
告知		職業告知
基本保険金額 [?] の増額・減額	増額	お取扱いしておりません
	減額	減額後の最低基本保険金額：100万円(10万円単位) ※この場合、死亡保険金額等は基本保険金額の減額割合に応じて減額されます
法人契約		お取扱いしております ※従業員を被保険者とするご契約はお取扱いしておりません
すえ置		お取扱いしておりません
契約者貸付		お取扱いしておりません

(注1) 同一被保険者がすでに当社の商品に加入済みの場合は、ご加入いただけないことがあります。

- 市場金利情勢によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「生命保険証券」でご確認ください。

年齢の計算

- 契約日における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

5 配当金

- 配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後5年ごとの資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします(自動積立)。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率(注1)で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約返戻金をお支払いするときなどにあわせてお支払いします。

(注1) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

6 解約返戻金と市場価格調整

- 保険期間中はいつでもご契約を解約して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 返戻金額は「**積立金額**」に市場価格調整を適用して計算されます。

市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って市場金利の変動によっては、返戻金額が「**基本保険金額**」を下回り、**損失が生じるおそれがあります**。
- 「**予定利率計算基準日**」の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、返戻金額は積立金額と同額となります。
- 「最後の予定利率計算基準日」以後は、市場価格調整を行いません。従って、返戻金額は積立金額と同額となります。

返戻金の例

契約例	被保険者の契約年齢:60歳	性別:男性
	適用されている 予定利率 :1.40%	計算日に定める利率(下表のとおり)
	予定利率適用期間:10年	基本保険金額:1,000万円

経過年数(年)	積立金額(万円)	返戻金額					
		計算日に定める利率 2.40% (1.0%上昇)		計算日に定める利率 1.40% (±0%)		計算日に定める利率 0.40% (1.0%低下)	
		返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)	
1	989	901	90.1	984	98.4	1,076	107.6
3	1,013	942	94.2	1,009	100.9	1,082	108.2
5	1,037	985	98.5	1,035	103.5	1,087	108.7
7	1,062	1,030	103.0	1,060	106.0	1,092	109.2
10	1,100	1,100	110.0	1,100	110.0	1,100	110.0

※積立金額は、1万円未満を切り捨てて表示しています。

※返戻金額は、計算日に定める利率と、適用されている予定利率との変動幅が+1.0%、±0%、-1.0%の場合において、計算日に定める利率に0.05%を加算した市場価格調整を適用して1万円未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、「**契約日**」から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

上記の数値は計算例です。具体的な数値は「ご提案書」にてご確認ください。

返戻金の計算方法

返戻金額 = 計算日(注1)における積立金額 × (1 - 市場価格調整率*)

*市場価格調整率

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている予定利率(注2)}}{1 + \text{計算日に定める利率(注3)} + \text{計算日における当社が定める率(注4)}} \right] \times \text{残存月数(注5)} \div 12$$

(注1) 所定の書類が当社に到達した日をいいます。

(注2) 計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

(注3) 指定通貨および適用されている予定利率の設定日における被保険者の年齢に応じて、計算日に当社が定める利率とします。

(注4) 返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、返戻金額を計算する際の市場価格調整において、0.1%を上限として当社が定めた率(2025年4月時点では0.05%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)を設定しています。

このため、契約時の市場金利と計算日の市場金利が同一であっても、計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

- ・適用されている予定利率:1.40% ・計算日に定める利率:1.40%
- ・計算日における当社が定める率:0.05%の場合

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%

※残存年数は次回の予定利率計算基準日までの年数を表示しています。

※控除率は契約日時点および契約応当日前日時点における控除率を、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。

(注5) 計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

7 お客さまにご負担いただく諸費用

- この保険にかかる費用は「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります。
- 29ページの「お客さまにご負担いただく諸費用」をご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
- 特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、うえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しております

- 記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。



金利変動リスク(市場価格調整)

- ◎この保険は、返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。
このため、返戻金額が**基本保険金額[?]**を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

- ◎市場価格調整については27ページをご確認ください。



お客さまにご負担いただく諸費用

■保険契約にかかる費用

- ◎保険契約にかかる費用は、右記の「契約初期費用」、「保険契約

関係費用」の合計額となります(解約時に別途控除する費用はありません)。

契約初期費用

ご契約の締結
にかかる費用

基本保険金額に対して4.000%を上限とする率を乗じた額を契約時に控除します。契約初期費用率は、**予定利率[?]**によって異なるため、すべてを表示してはおりません。

保険契約関係費用

- ◎ご契約後、以下の費用を**積立金[?]**から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に
必要な費用

保険金などにかかる費用

被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示してはおりません。

- ・これらの費用は、**一時払保険料以外に別途お払い込みいただく必要はありません。**
- ・死亡保険金、返戻金などの金額は、**すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。**

あらかじめご了承の
のでご確認ください。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録(注1)によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(注1) 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下、「専用申出フォーム」といいます)からお申し出いただく方法を設定しております。

- お払い込みいただいた金額をお返すするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに生命保険証券を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号(お申込内容と同一)・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。

- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。
- 債務履行の担保のための保険契約であるときや、法人をご契約者とする保険契約であるときは、お申込みの撤回等はできません。

2 職業などの告知

告知の義務

- ご契約者や被保険者には職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、現在の職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■告知の内容

- 告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取消しとなって、保険金などをお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金などをお支払いできないことがあります。
 - ・告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。
 - ・この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約を解除することができます。

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と **一時払保険料相当額[?]**を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金などをお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金などのお支払いはできません。
 - ・24ページの「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合（責任開始時前の不慮の事故を原因とする場合など）
 - ・免責事由に該当する場合
例）・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡など
 - ・告知義務違反による解除の場合

次ページへ続く —>

- 重大事由による解除の場合
例) ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
(未遂を含みます)
・ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、
暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると
認められたとき など
- 詐欺による取消し、保険金などの不法取得目的による無効の
場合
▶ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認
ください。

5 解約・減額と返戻金

■ ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約して返戻金をお受け取り
いただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その
保険の持つ効力はすべて失われます。

■ 基本保険金額の減額

- 当社所定の範囲内で、**基本保険金額[?]**はいつでも減額するこ
とができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができます
が、死亡保険金などもその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできま
せん。

■ 解約・減額時の返戻金

- この保険は、金利変動リスクやお客さまにご負担いただく諸費
用により、**損失が生じるおそれがあります。**
- この保険の「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸
費用」については、29ページをご確認ください。
- 返戻金額の計算方法については28ページをご覧ください。

6 現在ご契約の保険契約または 特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多く
の場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額と
なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、
全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う
ことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる
予定利率[?]が引き下げられる場合があります。予定利率が引き
下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料
が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金・給付金の
支払事由)が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新た
なご契約では保障されないことがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご
契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除
の規定が適用されます。

次ページへ続く —

- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知内容などによっては、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったため新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

 **現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください（例えば、為替リスクや金利変動リスクなど、現在ご契約の保険契約によっては、解約・減額される時期により、損失が生じるおそれがあります）。**

7 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」（注1）となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

（注1）剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。

8 生命保険の税金

■生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります（一時払いのため、当該年のみの

適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません）。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

■保険金などをお受け取りいただいた場合にかかる税金

- 死亡保険金、返戻金などをお受け取りいただいた場合は、下表のとおりとなります。
- ➡税務上の取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

	税の種類	
死亡保険金 など	ご契約者と被保険者が 同一人の場合	相続税
	受取人が ご契約者自身の場合	所得税（注1）（一時所得）・住民税
	ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合	贈与税
返戻金	—	所得税（注1）（一時所得）・住民税

※ご契約者は保険料負担者として。

（注1）所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

-  上記の税務の取扱い等については、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
▶冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

11 ご契約後のお手続きやご相談

- ご契約内容のご照会、各種お手続きのお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーション
センター



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

☎ 03-3286-2648 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。



用語ガイド

基本保険金額	保険金などをお支払いする基準となる金額のことをいいます。 この保険の場合、基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
予定利率	保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
積立金(額)	当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てるお金)のことをいいます。 契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。
予定利率計算基準日	契約日から10年ごとの年単位の契約応当日をいい、当社が予定利率を設定する日です。予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上となるとき、その日を「最後の予定利率計算基準日」とします。
実質的な利回り	将来の一時点における金額(返戻金額等)の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。
一時払保険料相当額	保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

① 当社ホームページ トップページ

- ・当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- ・別ウインドウが表示されます。



- ・閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- ・商品名は「円貨建・エブリバディ」を選択してください。契約日は「生命保険証券」などでご確認ください。
- ・当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田



明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

② MY Web約款 トップページ

- ・ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

「契約日等から探す」の場合

- ・契約日を選択のうえ、生命保険証券の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- ・入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・該当の商品名を選択してください。

「商品名から探す」の場合

- ・「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・該当の商品名を選択してください。
- ・約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

③ 約款等 閲覧画面

- ・商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ・ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



(空ページ)

(空ページ)

明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

- ・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- ・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項などについて記載しています。
- ・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



担当者

募 I 2500069商品開発 A0136

2503